AB　市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AC　昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及びＹにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AD_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成12年度から平成22年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成22年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びにＹにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AE_{12}＝0.0379

AE_{13}＝0.0383

AE_{14}＝0.0351

AE_{15}＝0.0473

AE_{16}＝0.0530

AE_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0378

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0565

AE_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0394

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0536

AE_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0392

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0545

AE_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0125

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0125

AE_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0120

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0116

AE_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0106

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0106

AF_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（平成12年度から平成22年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成22年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AG_{12}＝0.0447

AG_{13}＝0.0456

AG_{14}＝0.0264

AG_{15}＝0.0203

AG_{16}＝0.0227

AG_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0162

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0242

AG_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0169

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0230

AG_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0168

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0233

AG_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0054

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0054

AG_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0051

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0050

AG_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0045

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0045

AH_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成22年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びにＹにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限り、平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）